学位授与基準に関する申し合わせ

【外国語学研究科】

（趣 旨）

第 1 条 本学大学院外国語学研究科（以下「研究科」という。）における修士及び博士の学位申請については、西南学院大学学位規則（以下「学位規則」という。）の定めるもののほか、この「外国語学研究科学位授与基準に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）による。

（修士論文の申請資格）

第 2 条 修士の学位を申請できる者は、学位規則第 4 条に定めるところによる。

（修士論文の審査委員会）

第 3 条 研究科委員会が必要と認めたときは、学位規則に従い、本学及び他大学院又は研究所の教員を審査委員に加えることができる。

（修士論文発表会の公開）

第 4 条 修士の学位の申請者が論文内容を口述発表するにあたっては、審査委員会の議を経て、これを公開で行うものとする。

（修士論文の審査基準）

第 5 条 提出された修士論文の審査については、西南学院大学大学院学則に定める外国語学研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な審査項目として、公正かつ慎重に行うものとする。

⑴ 研究分野に関する知識の適切性

⑵ 研究テーマおよび研究内容の適切性

⑶ 論旨の明瞭性と文章の完成度

（博士論文の申請資格）

第 6 条 博士の学位を申請できる者は、学位規則第14条及び第22条に定めるところによる。

（博士論文の審査委員会）

第 7 条 研究科委員会が必要と認めたときは、学位規則に従い、本学及び他大学院又は研究所の教員等を審査委員に加えることができる。

（博士論文発表会の公開）

第 8 条 博士の学位の申請者が論文内容を口述発表するにあたっては、審査委員会の議を経て、これを公開で行うものとする。

（博士論文の審査基準等）

第 9 条 提出された博士論文の審査については、西南学院大学大学院学則に定める外国語学研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な審査項目として、公正かつ慎重に行うものとする。

⑴ 研究目的、研究対象及び研究方法の明瞭性と独創性

⑵ 研究の位置づけと貢献内容の明確さ

⑶ 論文の体系性と一貫性

⑷ 文献参照範囲の適切性

⑸　論旨の明瞭性と文章の完成度

（所管部署）

第10条　この申し合わせに関する事務は、大学院事務室の所管とする。

（申し合わせの改廃）

第11条　この申し合わせの改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会が行うものとする。

附　則

この申し合わせは、2024年4月1日から施行する。

附　則

この申し合わせは、2026年4月1日から施行する。